

第1条（参加対象者）

(1) SAISON MILE CLUB（以下「本会」という）は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が認めたクレジットカード（以下「指定カード」という）の会員で、当社が提携する航空会社（以下「提携航空会社」という）が提供するマイレージサービス（以下「マイレージサービス」という）への参加を条件に、SAISON MILE CLUB 会員規約（以下「本規約」という）を承認の上所定の方法により当社に本会への入会を申込み、当社が入会を承諾した日本国内に居住する方を会員（以下「会員」という）とします。なお、契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

(2) 会員が享受できるサービスは、会員ご本人のみご利用いただけます。また、会員は、会員資格、会員としての権利を第三者に譲渡、移転、担保提供又は相続をすることはできません。

第2条（権利の付与）

会員は、本会に入会することにより、指定カードのショッピング・サービスの利用金額に応じて獲得するポイントサービス（以下「ポイントサービス」という）に基づき付与されるポイント（以下「ポイント」という）を、自動的に当社所定の単位及び方法により提携航空会社のマイレージサービスのマイル（以下「マイル」という）に交換（以下「交換」という）し、マイレージサービスに移行（以下「移行」という）することができるものとします。

第3条（年会費）

(1) 会員は、指定カード毎に所定の年会費及びその消費税等を当社に支払うものとします。会員資格の有効期間は、当社が別途定める通りとします。また、年会費の減免は一切行いません。なお、第7条(2)の会員からの退会の届け出がない限り、年会費のお支払いは、自動継続とさせていただきます。

(2) 年会費は当社所定の方法で指定カードでの決済によりお支払いいただきます。なお、年会費は理由の如何を問わずお返し致しません。

第4条（交換・移行）

(1) 交換及び移行の方法については、提携航空会社と当社が定めた方法に従うものとします。

(2) 前項の場合、当社は、所定の方法により会員が当社に登録を申込んだ提携航空会社に交換・移行に必要な情報を提供します。

(3) ポイントのマイルへの交換単位、換算率及び移行の上限については、当社又は提携航空会社が別途定める通りとします。

(4) 移行の対象となるマイレージサービスは、会員が当社に登録を申込んだ提携航空会社のマイレージサービスに限るものとします。

(5) 理由の如何にかかわらず、会員は交換・移行の申込をした後にこれを取消し、撤回、又

は変更することはできません。また、マイレージサービスに移行したマイルをポイントに戻すことはできません。

(6) 移行については、当社又は提携航空会社の事情により遅延する場合があります。そのことによって会員がマイレージサービス所定の特典を享受できず、また権利を行使できなかった場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第5条（サービスの利用）

(1) 会員の交換・移行の申込について不正又は不備があった場合、当該申込時において、指定カードのご利用代金等のお支払いの延滞等があった場合、その他会員が本規約に違反した場合は、交換・移行ができないことがあります（延滞等の発生以前に獲得されたポイントの交換・移行も含みます）。そのことによって会員がマイレージサービス所定の特典を享受できず、また権利を行使できなかった場合でも、当社は一切の責任を負いません。

(2) 会員は、自らの責任において会員番号を他人に知られないよう管理するものとします。会員番号が第三者に盗用されるなどにより、会員がマイレージサービス所定の特典を享受できず、また権利を行使できなかった場合でも、当社の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

(3) マイレージサービス及び提携航空会社が提供するその他のサービスは、全て提携航空会社所定の方法により行うものとし、当社は、マイレージサービス自体及びマイレージサービスに関する提携航空会社の行為については一切の責任を負いません。

(4) 会員は、提携航空会社のマイレージサービスに関する規約その他の定めを遵守するものとします。

(5) 会員は、次の事項の一つにでも該当したときには、交換・移行を取消され、又は交換・移行できない場合があります。

1. 本会の会員資格を喪失したとき。
2. 年会費の支払いを怠ったとき。
3. 本条(1)に該当したとき、又は本条(4)に違反したとき。

第6条（会員情報の提供・交換及びその保護）

(1) 会員は、当社と提携航空会社との間で本会の運営に関し必要な範囲で会員に関する情報の提供及び交換等を行うことに同意します。

(2) 当社及び提携航空会社は、業務上知り得た会員の情報を他に漏洩しないよう、プライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

第7条（会員資格の喪失）

(1) 会員が次の事項の一つにでも該当したときには、当社は、いつでも会員を本会から退会させることにより会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

1. 年会費の支払いを怠ったとき。
 2. マイレージサービスの会員資格又は指定カード会員資格を喪失したとき。
 3. 本規約に違反した場合など、当社が会員として不適格と判断したとき。
- (2) 会員は、当社所定の方法により当社に届け出ることにより、当会を退会することができるものとします。その場合、退会と同時に会員資格を喪失するものとします。

第 8 条（規約の変更）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ（<https://www.saisoncard.co.jp/>）において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第 2 号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。

- (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ（<https://www.saisoncard.co.jp/>）において告知する方法又は会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第 9 条（サービスの廃止）

当社は、法令による規制もしくは行政官庁の指導等又は当社の運営上の事情により、本会を終了し会員へのサービスを廃止することができるものとします。その場合、当社は前条と同様の方法により会員にその旨を告知するものとします。

第 10 条（免責）

前二条により会員に逸失利益等の損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく場合は、この限りではありません。

第 11 条（その他）

交換または移行について公租公課が課せられる場合、会員は当該公租公課を負担するものとします。